

愛車の住所変更も忘れずに

自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者に1年分を納めていただく税金で、本県では、6月に課税しています。

自動車税の納税通知書は、原則として運輸支局に登録されている住所(車検証に記載されている住所)にお送りしています。自動車をお持ちの方は、引っ越しなどで住所が変わったときには、運輸支局で住所の変更登録をする必要があります。この変更登録をしていただくと、自動車税の納税通知書も変更後の住所に送られることになります。

すぐに変更登録の手続きができない場合は、電話又はFAXにより、もよりの地域県民局県税部までお届けください。 FAXの場合は裏面をご利用ください。

また、県税ホームページでも受付しています。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>

各地域県民局県税部の連絡先については裏面をご覧ください。

※ 軽自動車税については、各市町村の税務担当窓口にお問い合わせください。

注：この届出は自動車税の住所変更を行うものです。車検証の住所は別途変更が必要です。運輸支局での変更登録も忘れずに行ってください。

自動車の登録については

- ・東北運輸局青森運輸支局

青森市大字浜田字豊田139-13

TEL 050-5540-2008

- ・東北運輸局青森運輸支局八戸自動車検査登録事務所

八戸市桔梗野工業団地二丁目12-12

TEL 050-5540-2009

<http://www.tht.mlit.go.jp/am/am-index.htm>

※ 軽自動車については、軽自動車検査協会で、車検証の記載事項変更の申請をしてください。

青 森 県

○FAXにより届出される方は、必要事項を記載のうえ、この面をそのまま送信してください。

住所（居所）変更届

① 登録番号	区 分	車 種	かな	番 号
	青 森 県 八 戸			
② ふりがな 氏 名				
③ 旧 住 所				
④ 新 住 所 <small>できるだけ 詳しく記入 してください。</small>	〒			
	方 アパート 棟 号 住宅			
⑤電話番号 <small>必ず記入し てください。</small>	(自宅・勤務先・携帯電話・その他) ☎ () -			

※①～⑤までの事項をすべて記入してください。

①の記入例…ナンバーが **青森55 さ 12-34** の場合

区 分	車 種	かな	番 号
青 森 県 八 戸	5 5	さ	1 2 3 4

○各地域県民局県税部の連絡先は…

地域県民局県税部	電 話 番 号 F A X 番 号	所 在 地
東青地域県民局県税部	017-722-1111 内線6616～6618 017-773-1371	青森市新町二丁目4-30 青森県庁舎北棟3階
中南地域県民局県税部	0172-32-1131 内線331・333 0172-35-6547	弘前市蔵主町4 弘前合同庁舎内
三八地域県民局県税部	0178-27-5111 内線205～207 0178-27-3817	八戸市尻内町鴨田7 八戸合同庁舎内
西北地域県民局県税部	0173-34-2111 内線209～211 0173-34-2110	五所川原市栄町10 五所川原合同庁舎内
上北地域県民局県税部	0176-22-8111 内線213・214 0176-22-8135	十和田市西十二番町20-12 十和田合同庁舎内
下北地域県民局県税部	0175-22-8581 内線209・210 0175-22-3106	むつ市中央一丁目1-8 むつ合同庁舎内